

第67回（令和2年度）文化財保護強調週間実施要項

1 趣 旨

教育・文化週間（昭和34年9月4日閣議了解）の一環として、この期間中、全国的に文化財に関する各種の行事を実施することにより、広く国民に文化財に関する理解と関心を深め、文化財保護への一層の協力を得ることを目的とする。

2 期 間

令和2年11月1日（日）から令和2年11月7日（土）まで

3 実施方針

- (1) 文化財保護の万全を期するため、この週間を契機として国民一人一人が文化財を国民共有の貴重な財産として愛護するよう、積極的に広報活動を行い、その気運の醸成を図る。
- (2) この週間においては、文化財関係者のみならず、広く他の関係機関、団体の協力の下、国民の文化財保護への理解と関心を深めるために有効と思われる文化財の公開や展示会、史跡めぐり等の各種行事を実施し、この週間の意義を高めるよう配慮する。